

善通寺市デジタルクーポン事業  
マイデジ加盟店募集要項

この要綱は、キャッシュレス化の推進と市内消費喚起を図るために善通寺市が実施するデジタルポイント事業に関し、必要な事項を定めるものです。本事業の実施にあたり、市内の店舗等で利用できるデジタルクーポン(以下、クーポン)及び地域共通ポイント「マイデジポイント」(以下、ポイント)を利用し、それぞれのサービスが搭載されたアプリ(以下、マイデジ)が利用できる店舗(以下、加盟店)を募集します。

1 善通寺市デジタルクーポンについて

- 1) 名 称 善通寺市デジタルクーポン
- 2) チャージ金額 1,000円/枚 ※デジタルアートイベントの入場チケット1枚につき1,000円
- 3) チャージ期間 令和5年7月30日～令和5年8月27日  
※1日のチャージは200セットを上限とします。
- 4) 利用期間 令和5年7月30日～令和5年9月15日
- 5) 利用単位 加盟店にて1円単位でご利用可能
- 6) 対象者 デジタルアートイベント参加者
- 7) チャージ総額 500万円

2 地域ポイント「マイデジ」について

- 1) 名 称 地域ポイント「マイデジポイント」
- 2) 付 与 率 100円のお支払いにつき1ポイント付与(1%)
- 3) ポイント交換 たまったポイントは、加盟店又は、アプリ内で1ポイント=1円で利用可能
- 4) 有効期限 最終利用日から180日間自動延長

3 商品券・ポイントの利用対象にならないもの

- 1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 2) 公序良俗に反するもの
- 3) その他、各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

## 4 加盟店について

加盟店とは「クーポン及びポイント等」を利用できる店舗のことをいう。加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用開始日前に決済をするための「QRコード」やポスター等の販促物が事務局より送付される。決済・換金手数料については、令和5年度は無料。売上金については、毎月1～15日分は月末に振込、16日～月末分は翌月15日に振り込む。

決済方法については、次の手順となる。

- ①利用者が加盟店用QRを読み取る
- ②購入金額を入力
- ③加盟店が金額を確認
- ④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す
- ⑤支払完了画面を確認

## 5 加盟店の要件

市内に店舗を有する個人または法人であり、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができる。

- 1) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
- 2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

## 6 加盟店の遵守事項

- 1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染予防対策を講じること。
- 2) 販促物等を目立つ場所に表示すること。

## 7 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、「マイデジ(アプリ)」にかかわらず、売上に係る資料の提出などを求める場合がある。

## 8 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、次のウェブサイトを通じて「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【加盟店申込みフォーム(専用ウェブサイト)】<https://www.mdw-form.com/>

- 1) 申込み開始日:令和5年7月1日
- 2) 加盟店の登録には、事業開始の令和5年7月30日からサービスも開始される場合は、同7月20日までに登録を完了させる必要がある。その後も随時受付は継続。
- 3) 申込方法:上記ウェブサイトによる電子申請
- 4) その他:加盟店登録済店舗の中で、営業実態が確認できない(閉店や電話連絡等が取れない)場合は、事務局が加盟店から削除する。登録内容については、事務局や協力団体である善通寺商工会議と情報を共有する。

## 9 お問い合わせ先

<善通寺市デジタルポイント事務局(受託事業者:サイテックアイ株式会社)>  
問い合わせ先:087-899-6512(平日 9:00~17:00 ※ 12/29~1/3 を除く)

令和5年7月1日制定

